

# 会議結果報告書

平成30年6月25日

会議の名称	平成30年度第1回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	平成30年6月25日(月) 15時00分～16時30分
開催場所	市役所 4階 第3委員会室
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、池田恵子委員、竹内善太委員、竹前榮二委員、 渡辺修一郎委員 (計 5人) 埼玉県地域包括ケア課 木原主事 さいたま家庭裁判所 白熊総務課課長補佐、立神主任書記官 (計 3人)
欠席委員	飯村史恵副会長 (計 1人)
説明員	長寿応援課 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査、 福祉課 抜井主席専門員 (計 3人)
議題	議事 (1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画等について (2) 計画に基づく施策等の実施状況について (3) 今年度のスケジュール(案)について ①計画の基礎資料(ニーズ調査 地域福祉計画による) ②先進地視察・研修 (4) その他
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、村山修次長、近藤政雄長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査
審議内容の記録(審議経過、結論等)	
<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p>市役所入った入口に後見ネットワークセンターが開設され、3か月を経過するところである。直営の中核機関を設置した市町村が無いため、まだ走りながら考え、手探りで一から実施している状況であるが、協力によりここまで進めることができた。中核機関等の一層の充実に向けた意見等について委員の協力をお願いする。</p> <p><b>3 議事</b></p> <p>(1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画について</p> <p>説明員) 志木市成年後見制度利用促進基本計画は、前回会議で他の委員意見を踏まえ、副会長より前センターから後見ネットワークセンターへの変更に際し、体制が変わるメリットを市民にわかりやすく修正した方が良いと意見があり、P25に市の組織機構に位置付け中核機関を担い、直接司法専門職と福祉専門職が連携し相談を受ける等を修正した。また、参考資料に審議会委員の名簿や審議経過、</p>	

障がい者団体のヒアリング結果等を掲載し、制度に関する資料で、フロー図や制度概念図も掲載し、各専門職にも理解が図られるよう一定のマニュアルを登載している。資料1平成29年度成年後見支援センターの実績は、制度の理解や普及啓発、市民後見人育成を中心に取り組んできた。前年度時点で基本計画はなく進行管理上での提示をしないが、今年度以降は、基本計画の進行管理で評価を行うため、計画をベースに各事業を洗い出し、目標値等を提示したいと考えている。新しい基本計画に基づく体制では、平成29年度までの内容の継続性を精査・見直したうえ最適化し実施していく。

〈質疑応答〉

議長) 計画内容は、前回審議会の計画案と内容変更はあるか。説明に対し意見、質問はあるか。

委員) どのような所へ配布する予定か。

説明員) 計画内容は、説明以外変更箇所はない。審議会での審議等を踏まえた新たな計画として議員には既に配布しており、近隣自治体や関係事業者、障がい者団体、県、家庭裁判所など全体で約120件以上を配布する予定である。今回500部を作製したが、需要が非常にあり問合せが多数あるため、なるべく早く市のホームページにアップしたい。

委員) 資料1(2)平成28年度相談件数の内訳と比較し、平成29年度は福祉機関の相談が半減し、市民後見人の相談が98件から271件へ大幅な変化があるが、原因は何か。

説明員) 福祉機関の半減の理由は、制度支援が十分に行きあたり半減しているとのことではないと捉えているが集約できてない。市民後見人の相談の急増は、複雑な案件が多かったということではないかと考える。

委員) 資料1(2)分野の平成28年度と29年度の知的、精神障がい者の数は、急に2倍以上増え、通常このような大幅な変化があるとは考えられない。指標の捉え方が変わった等の要因が何かあるのか。

説明員) 理由を精査する。今後はシステム化を図り、ルールを統一してしっかりと統計を進める。統計の意見があれば他の機会にでも提示されたい。包括や相談支援事業所の実績も、毎年同じ視点で実績が評価されるよう構築していく。

委員) 表紙のSPコードの説明で、読み取り装置はどこに設置しているか。

説明員) SPコード読み取り機は、障がい対象者には市から支給されているが、市内の図書館などの公共施設に設置している。「ユニボイス」という読み取りソフトをスマートフォンに入れることで、今回から個人のスマートフォンでも読み取りが可能となっている。

委員) これまで成年後見支援センターは社協に委託し、今年度からの後見ネットワークセンターは市が実施しているが、これまでの流れを引き継ぐ具体的な内容は何か。

説明員) 社協とは、成年後見制度利用促進調整会議や中核機関と後見ネットワークセンターの企画運営会議に、社協職員も構成委員として参画して協議する。今後も社協で法人後見を担うとしており、マッチングに関しても法人後見が受任する場合もあり連携していく。また、社協の日常生活自立支援事業は、比較的軽度な認知症や障がい者のつなぎも特に重要になるため、連携を図っていくものである。また、障がい者相談支援事業所を社協で受託しており、障がい福祉サービスの利用に関係なく、障がい者の相談支援と権利擁護を包括的に担う役割があるため、その立場でも社協と継続的な協議や連携が必要と考えている。

委員) 志木市の取組として志木社協は先進的に活動してきたが、これまでの普及啓発や市民後見人養成でノウハウが継承されることが望ましいのではないか。

議長) 利用促進で利用需要が増えていく中で、今後、専門職の不足や市民後見人でも受任できない事案が発生すると捉えている。社協の法人後見で積極的に役割を担ってもらうことを期待しており、そのための体制を整えてもらいたいと考えている。未成年後見の受け皿としても非

常に大切であり、全国で未成年後見を社協で受けている市町村はないと思う。社協では未成年後見も法人で受けられるようしっかり研修し、社協の法人後見で受けられるよう体制を整えるなど、社協に求められる役割は多いと考える。また、今後の組織の広域化において、朝霞地区4市でまだ何も手をつけてない社協も多く、足並みが全く揃ってはいない。各市社協で法人後見を行うには、志木社協の役割が非常に大きくなると考えている。

委員) 社協との連携の発展など、審議会でも取上げると良いと考える。

議長) 社協内の委員会でも検討しており、市と一定の役割分担が必要と考える。新たな後見ネットワークセンターを発展させていくものであるが、意見のとおり社協とも連携をしていく。

## (2) 計画に基づく施策等の実施状況について

説明員) 資料2-1 志木市のこれまでの経過は、このうち、6月にさいたま家庭裁判所と市民後見人の今後の選任や受任方法の初回協議を行った。市の一定の考えを示し、今回の協議を家庭裁判所で検証・検討いただいたうえ、後日また協議するとし、継続して協議の場を設けるとの了解を得た。また、市民後見人の選任者数は、平成28年度末で志木市は県内トップと明示してきたが、志木市の延べ6人に対し、平成29年度末に越谷市で20人が選任され志木市は県内最多でなくなっている。志木市の条例に基づく計画や体制では、全国各地から関心を集め、昨年度から視察や講演依頼が相当数あった。5月に市内福祉事業者全体に向け研修を行うとともに、市民後見人と後見ネットワークセンター企画運営会議委員との初回意見交換会を実施した。資料2-2 後見ネットワークセンター及び中核機関の運営方針・事業計画は、制度利用につながっていない市民に対し、必要な人が制度利用につながるよう周知し、制度理解も広く市民に対し実施していく。開所2か月の相談件数実績、事業実績、市民後見人養成講座のカリキュラムのうち、特に、相談件数は市民後見人の育成がまだ始まっていないため、今後は相談が増えていくものと考えている。資料2-3 後見制度利用促進体制事業の平成30年度から32年度までの実施計画及び年次計画では、平成30年度の10月から12月に設定して一次相談窓口10か所の機関を目標値としているが、障がい者等相談支援事業所5か所、高齢者あんしん相談センター5か所に研修を行い、7月2日より一次相談窓口とする旨を市民へ周知し、前倒しで達成済みとなる。

〈質疑応答〉

議長) 資料2-1 志木市の成年後見制度利用促進の取組に意見等あるか。6月まで様々な取組が進められているうち、意見のあった志木社協とのつなぎ連携では5月に市民後見人との初回ヒアリングも行った。

委員) 市民後見人のヒアリングの主催は、どこか。市の後見ネットワークセンターは市が実施しているが、すすめる会と弁護士会や司法書士会等が関与していることを各委員も共有しているか。企画運営会議では今後の取組を協議しているとのことか。

議長) 受託者はセンター設置後の初めての本会議で報告するものである。4月からは計画に基づく取組内容に変わり、これからその体制を作っていかなければならない。後見ネットワークセンターの企画運営会議委員である弁護士や社協等が、市民後見人へのヒアリングを行っており、市民後見人育成も行う。今回だけでなく今後も市民後見人育成を進めていく必要がある。

委員) 先日実施されたヒアリングは、市民後見人の監督人の立場でも発言をしている。後見ネットワークセンターと市民後見人の今後の関わりなどを意見交換した。

議長) これから市民後見人の皆さんにも自立いただき、社協から言われたことや指示されたことだけでなく、自分たちで考え主体的に活躍できるよう、是非市民後見人さんの主導による勉

強会を今後はやっていただくよう期待している。また、後見ネットワークセンター企画運営会議で、市民後見人第1号が誕生した際には、側面支援のため専門職が個別支援するいわゆる伴走方式をとり、委員意見を踏まえ定期的な相談や支援を行う等の解決策を決定しており、構成する司法専門職が参画し担当することになる。複数後見でなく数か月間スキルを身に付けた後で被後見人が安定している場合は、専門職による伴走からの自立を予定している。

委員) 市民後見人は受講しても素人で何か問題があった時は、親身に相談に応じてもらえる組織があれば良いと思う。

委員) 市民後見人も親族後見人も同様で後見人である家族が素人である。市民後見人よりさらに支援のハードルが高いが、同じように支援体制を作っていくということで良いか。

議長) 常駐相談員が中心となり、市民後見人や親族後見人もフォローしていかなければならないが、親族後見人の支援はより難度が高く大変である。親族後見人等へのフォロー体制の構築も志木市の課題である。また、市民後見人も円滑に育成されない場合は、さらに不満が高まるため課題である。

説明員) 先日初めて、さいたま家庭裁判所と市民後見人の選任等についても協議を行った。引き続き協議の場を持ちたいと考えている。

議長) 家庭裁判所と市の協議を踏まえ、現段階で伴走方式などに対しどのような考えか。

さいたま家裁) マッチングで、市と連携協力しなければならないと言われている。志木市と初回協議を行ったところであり、家庭裁判所と市の考えが合致したうえ行った方が良いと思うので、今後も、志木市の考えと摺合せどのような形が取れるか継続し協議していきたい。

委員) 市民後見人は家庭裁判所への相談事が多く、不動産処分などの内容は市民後見人では理解できないところがある。話の間をうまく仲介してもらえる組織を希望している。特に、社協でも家庭裁判所に聞かないとわからない内容が多かったが、市民後見人よりはわかるため知識がなく難しいものの社協が確認する事案が多く、相談しやすい体制にしてもらいたい。

議長) 火曜日、金曜日に司法専門職が相談に応じているため、そのような内容に関しても、司法専門職等がどう対応するのか、どの書類が必要か等のアドバイスをしっかり受けて欲しい。以前より司法専門職と直接相談できるため、体制的に手厚くなっている。

委員) その点では、司法専門職は、家裁に行く前にこのように答えると良いとか、どの資料が必要かのアドバイスなど体制の中で支援できるよう目標としていると考える。

議長) 資料2-2について意見はあるか。

委員) 相談内容は、平成29年度の相談実績と比較すると細分化されており、その他の件数が多いが、どのようなものか。また、カテゴリを設ける予定や前年度までの統計と整合を取っているか。

説明員) その他の区分は、他の項目に当てはまらないもの全ての括りである。前年度までの統計で差異の要因が精査できてないため整合していないが、算定を統一して統計を行い、さらに細分化など意見を踏まえ修正も行う。

委員) 常駐職員に確認したところ、その他は、視察や相談など全て統計しており、カテゴリは難しい面もある。現状の相談内容では、相続や遺言状など直接成年後見でないものも多く、制度周知がまだ十分でない部分や、どこまでセンターで相談を受けるかの機能は、検討が必要と考える。

委員) 弁護士会も従事しているが、市民に広く周知したため後見制度と関係ない相談も寄せられたと思うが、多いと感じておりリスクを避けながら、支援しなければと考えている。

委員) 竹前委員の意見で市民後見人が困った時に親身に相談を聞く場であれば、フィルタリン

グがしにくく相談を聞かざるを得ないと感じる。後見制度かその他の問題の相談かは複雑に絡み合っており、センターの業務として後見だけの切り分けはできない。一方で、当初は相続だという相談であっても、関係ないと相談に応じないのではなく、良く把握しなければならない場合も実際にある。関わるべきでない遺言状など行政窓口としての範囲や、その他の相談対応の課題も必ず生じてくるため難しく、企画運営会議等で議論する必要があると思う。相談を精査する上で、例えば、判断能力低下等の課題で制度支援が水面下にあるかのチェックなどが必要と考える。センター機能で複合的な相談を受けるとなるとより複雑な対応となる。

委員) 後見ネットワークセンターでは広く受ける視点もあるが、社協ではどのように相談を受けていたのか。

議長) 同じような相談を受けていると思うが、元々子育てなども含め様々な相談を受けている。

委員) 受けていたと思うが、社協は民間事業者で委託相談支援事業所との兼務から受けやすい点などは行政窓口ではない。あくまで後見ネットワークセンターは行政窓口であるため、行政サービスの範疇を超えることにならないよう慎重な対応が求められる。企画運営会議などで各担当者との意見交換が必要である。

議長) 課題であり、相談対応者と困った事例などの聞き取りや、センターの役割を市民へ十分に啓発する必要がある。また、市民後見人養成では講師依頼は確定しているか。

委員) 相談実績の後見制度全般とは、制度内容の問合せか利用したいとの相談か。

説明者) 制度はどのようなものかの問合せや質問である。特に、4月の広報や報道後は後見制度に関する問合せが非常に多かった。養成講座の講師は未確定である。

委員) 今回福祉専門職へも周知したが、土曜日開催であるなどや、前回の研修で制度自体が難しくわからないため業務に活かせるかのイメージがしにくく、応募の尻込みしてしまうのではないか。

委員) 市民後見人養成は、小グループや町内会への掲示板などを活用し周知してはどうか。

委員) 回覧などは行っているか。

説明員) 市の広報に2回掲載するなど周知する。

議長) 委員も周知の協力をお願いします。資料2-3は質問及び意見はあるか。

委員) なし。

### (3) 今年度のスケジュール(案)について

説明員) 資料3(ア) 審議会は6月、視察研修を8月から9月頃、翌年2月頃に会議等を予定する。視察研修は厚生労働省プレスリリースの成年後見制度利用促進専門家会議の傍聴を行う。他市も検討したが、志木市の取組がいち早く進んでおり、国の方向性を見識を深める機会としたい。より具体的な協議なる第2回以降の会議で視察日程を設定し、審議会了承のうえ会議スケジュールの日程調整を行う。(イ) 計画策定は、今年度は翌年度の評価を踏まえ進行管理し、計画策定のための基礎資料として、地域福祉計画のニーズ調査の中で、成年後見制度も把握するため、8月頃にニーズ調査の項目案を各委員了解のもとニーズ調査を行う。例示設問では、地域福祉計画が広く一般市民に向けた計画であり、対象者も広く多世代への調査を考えている。2月から3月頃に調査結果をまとめた後、公表は4月から5月頃を予定する。具体的な地域福祉計画の連動や合冊に関しては、平成31年度に検討するが、審議会での協議を踏まえ、地域福祉計画との一体的連動は既に今基本計画にも決定され記載している。(ウ) から(オ) は各種施策レベルで必要時に協議し、広報・周知の出前講座や家庭裁判所や県、関係機関等との協議、中核機関、地域連携ネットワークの体制強化を図る。また、不正防止の在り方や利用者がメリ

ットを実感できる制度の運用方法の検討等を行う。

議長) 何か質問、意見はあるか。

委員) ニーズ調査は、福祉現場が後見制度の認知が不足している感じる所もあるため、特に、障がい者等相談支援事業所や高齢者あんしん相談センターには、ニーズ調査を行った方が意識付けのためにも良いと思う。その時点から始め一次相談窓口のスキルと眼力を上げ、後見ネットワークセンターの窓口にたどり着く前に課題を整理することが重要な役割だとのことを非常に強く感じる。包括も相談支援事業所も同様に各種権利擁護相談をしなければならないとなっており、複雑多岐な相談の中でニーズを洗い出し課題整理をする上で、ニーズを拾い上げる眼力を上げていくために、現場がどのような状況にあるかを、調査し把握する必要があると思う。また、福祉事業者にも同様に調査した方が良い。

説明員) 指摘を踏まえ、是非包括や相談支援事業所、サービス事業者を含めた調査の検討を重ねていきたい。

議長) 来年度が進捗状況の中間年であり検証されるが、国の計画の公表後も、取組は8割方はまだ未着手と聞いている。6月に自民党作成の「骨太の方針」に初めて成年後見利用促進が柱とされ注目している。また、政務調査会の中の提言で後見人の選任解任を除く監督機能は、地域の準司法機関である法務局が担うことが提言されている。視察の日程調整は、国からスケジュールが示され次第事務局から連絡するが、視察先は事務局案で良いか。

委員) 異議なし。

#### 【審議結果】

ニーズ調査の対象者は福祉専門職も加えるよう検討し、視察及びスケジュール案を承認する。

#### (4) その他

会長) その他はあるか。国の成年後見制度利用促進に関するニュースレター4号がホームページで公表されたので、委員は是非読んでいただきたい。

事務局) ニュースレターや次回視察の日程調整、ニーズ調査について連絡する。

埼玉県) 担当異動で初めて市の審議会に参加する機会を得たが、具体的な取組や統計などの実施したうえでの課題を学ぶことができ参考になった。

さいたま家裁) 他の裁判所では取組が進まず困っていると聞いている。志木市中核機関を先進的に取組んでおり、家庭裁判所としても非常に有難い。他ではどこに相談したらいいのかなどの声もあり、その点で志木市の窓口はワンストップであるが、相談の範囲の課題等を聞き参考になった。家庭裁判所の判断事項もあるができる限り協力していきたい。

議長) 適さない事業手法や実施内容については、埼玉県や家庭裁判所でも確認していく必要がある。各士会も危機感を持って適切に関与する必要があるので確認いただきたい。

## 4 閉 会

以上